

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正に伴い、新たに設けられた手続に係る事務を市に移譲するため、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 児童福祉法に基づく認可を受けていない児童福祉施設等に関する情報の提供の要求および公表に係る事務を市に移譲することとします。（別表関係）

(2) その他

この条例は、令和 4 年 9 月 15 日から施行することとします。

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 児童福祉法に関する事務の移譲に関する状況

現在移譲している事務（抜粋）	対象市
・児童福祉法第 59 条第 3 項の規定による無認可施設の設置者に対する勧告 ・児童福祉法第 59 条第 5 項の規定による無認可施設に対する事業停止および施設閉鎖の命令 (乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設および児童自立支援施設に限る。)	大津市
・児童福祉法第 59 条第 3 項の規定による無認可施設の設置者に対する勧告 ・児童福祉法第 59 条第 5 項の規定による無認可施設に対する事業停止および施設閉鎖の命令	彦根市、草津市および東近江市

2 児童福祉法の改正経緯および改正内容

令和 2 年にベビーシッターによるわいせつ事案が発生したことを踏まえ、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能にするため、児童福祉法が改正され、都道府県の事務として、以下の事務が追加されることとなった。

(1) 他の都道府県知事に対する情報提供の求め

都道府県知事は、勧告または事業停止命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告または命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができる。

(2) 事業停止命令をした旨の公表

都道府県知事は、事業停止命令をした場合には、その旨を公表することができる。

3 特例条例の改正内容

児童福祉法で追加された上記事務を対象市へ移譲しようとするもの。

4 施行日

令和 4 年 9 月 15 日

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略 別表（第2条関係）		本則・付則 省略 別表（第2条関係）	
(1) 省略		(1) 省略	
(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略 （新設） （新設） オ 省略 カ アからオまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	大津市	(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）ならびに法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略 オ <u>法第59条第7項の規定による無認可施設に関する情報の提供の要求</u> カ <u>法第59条第9項の規定による無認可施設に関する公表</u> キ 省略 ク アからキまでに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	大津市
(3) 省略		(3) 省略	
(4) 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略 （新設）	彦根市、草津市 および東近江市	(4) 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～エ 省略 オ 法第59条第7項の規定による情報の提供の要	彦根市、草津市 および東近江市

(新設) オ～キ 省略	求 カ 法第59条第9項の規定による公表 キ～ケ 省略
(4)の2以下 省略	(4)の2以下 省略